

消費者庁は、消費者トラブルの解決や被害防止の担い手となる「消費生活相談員」の養成講座を今年も開講します。eラーニング（録画配信）やオンライン生配信が中心なので、在宅で実践的な知識や技術を学べます。受講無料。

国家資格試験の合格を目指すプログラムA（7月1日からeラーニング全35講座。定員1600人）と、消費生活相談の実務を学ぶプログラムB（10月26日から全12コマ＝土日6日間、うち1日のみ対面講座。定員300人）があり、両者を受講し、一定の条件を満たすと「消費生活コンサルタント」資格を取得する機会があります。

詳しくは、下記の消費者庁ホームページで確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_affairs_consultants.html